

# 一管区水路通報第10号

令和7年3月14日

第一管区海上保安本部

第113項	北海道南岸	函館港	潜堤設置等
第114項	北海道南岸	函館港	ケーソン置場撤去
第115項	北海道南岸	汐首岬	灯台光達距離変更(予告)
第116項	北海道南岸	内浦湾北方	灯台名称及び灯高変更
第117項	北海道南岸	苫小牧港	シーバース灯について(予告)
第118項	北海道南岸	苫小牧港	錨泊禁止区域設定
第119項	北海道南岸	苫小牧港	灯付浮標復旧作業
第120項	北海道南岸	苫小牧港	矢板設置
第121項	北海道南岸	苫小牧港	消波ブロッカー一時移設
第122項	北海道南岸	苫小牧港	灯付浮標復旧
第123項	北海道南岸	苫小牧港南東方	灯台光達距離及び高さ変更
第124項	北海道南岸	厚岸港	岸壁改良工事
第125項	北海道南岸	落石漁港	灯台光達距離変更(予告)
第126項	北海道南岸	落石岬南東方	射撃訓練
第127項	北海道南岸	齒舞漁港南西方	灯台光達距離変更(予告)
第128項	北海道東岸	根室港南西方	灯台光達距離変更(予告)
第129項	北海道北岸	サロマ湖(第1湖口及び第2湖口)	掘下げ作業
第130項	北海道西岸	羽幌港南西方	灯台高さ変更
第131項	北海道西岸	神威岬付近	灯台復旧
第132項	北海道周辺		船舶気象通報一部業務廃止(予告)

○ 「海水情報センター」について

海水情報は下記Webページにより入手できます。

URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について  
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

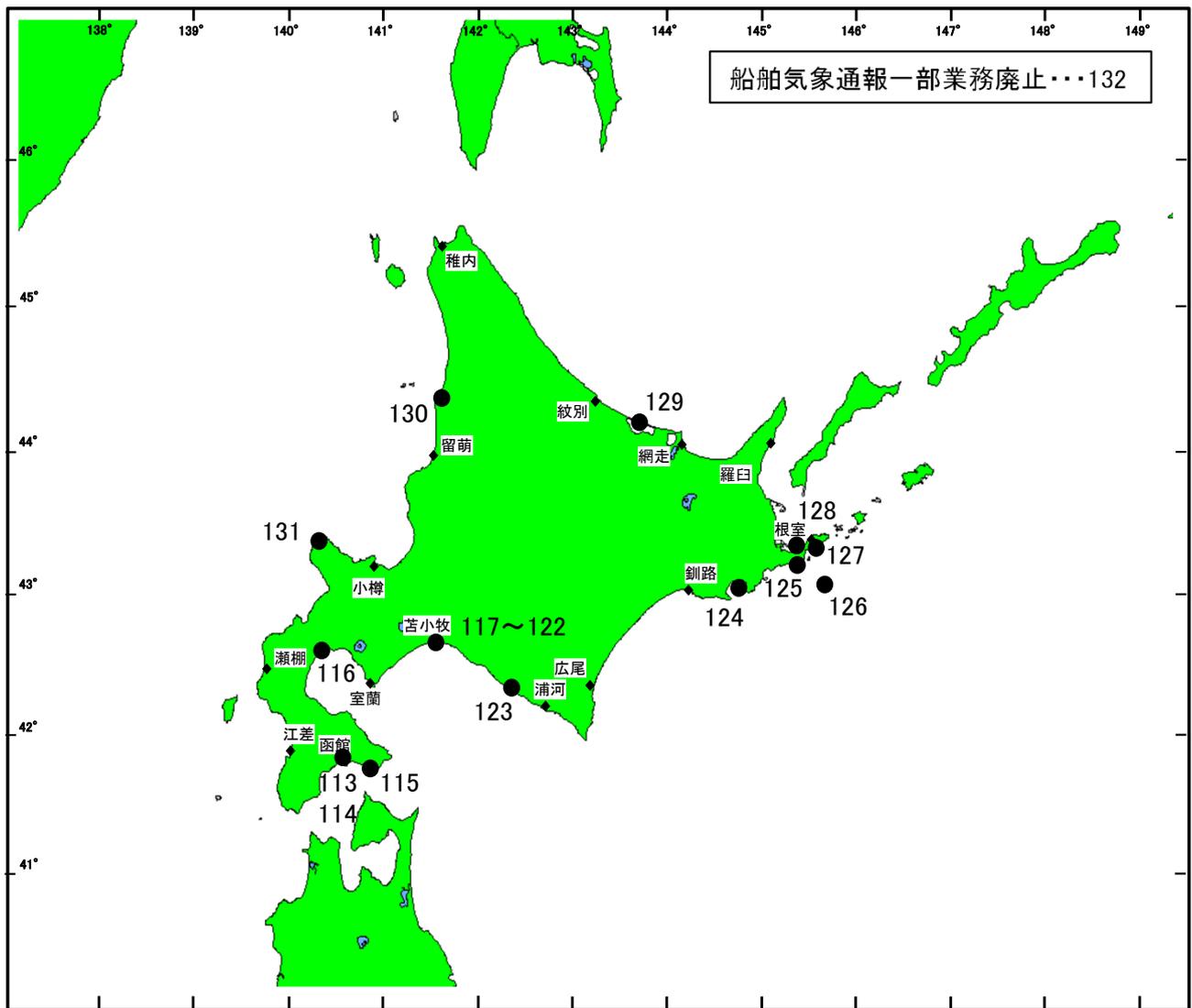
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

# 索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

7年113項 北海道南岸 — 函館港、第3区 潜堤設置等  
 一管区水路通報5年40号595項削除

下記区域に潜堤及び灯標が設置されている。

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域

- (1) 41-47-12.5N 140-42-05.6E (岸線上)
- (2) 41-47-13.0N 140-42-10.0E
- (3) 41-47-24.1N 140-42-07.8E
- (4) 41-47-23.6N 140-42-03.3E (岸線上)

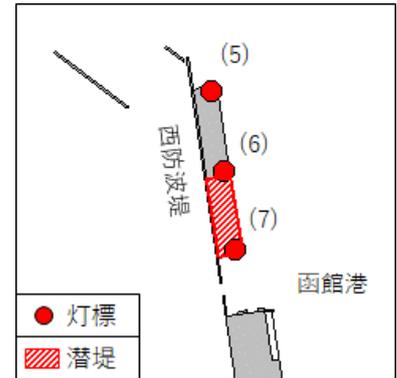
位 置 下記3地点

- (5) 41-47-35.9N 140-42-04.4E
- (6) 41-47-24.6N 140-42-06.7E
- (7) 41-47-13.5N 140-42-09.0E

灯 色 黄色

海 図 W6

出 所 第一管区海上保安本部



7年114項 北海道南岸 — 函館港、第3区 ケーソン置場撤去  
 一管区水路通報7年10号113項関連

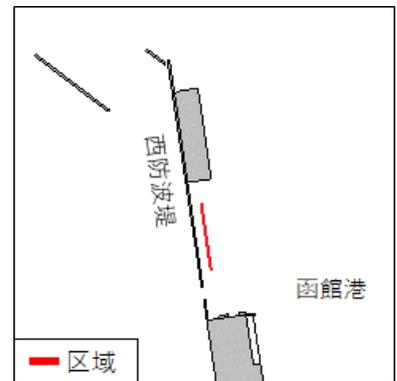
下記区域のケーソン置き場は撤去された。

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

- (1) 41-47-20.8N 140-42-05.9E
- (2) 41-47-11.2N 140-42-07.7E

海 図 W6

出 所 第一管区海上保安本部



7年115項 北海道南岸 — 汐首岬 灯台光達距離変更 (予告)

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和7年3月19日

灯台名称 汐首岬灯台

位 置 41-42.7N 140-57.8E

光達距離 (変更前) 19.0海里

(変更後) 12.0海里

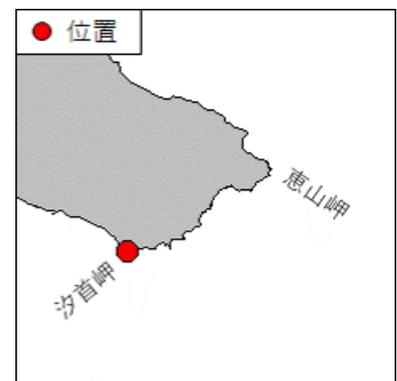
備 考 天候により日程が変更されることがある

海 図 W10-JP10-W43-W72-W144

W1030-JP1030-W1159

参照書誌 411 0032番

出 所 第一管区海上保安本部



7年116項 北海道南岸 — 内浦湾北方 灯台名称及び灯高変更

一管区水路通報7年9号104項削除

下記灯台は名称及び灯高が変更された。

灯台名称 (変更前) 静狩港東防波堤灯台

(変更後) 静狩港東防砂堤灯台

位 置 42-35.1N 140-28.4E

灯 高 (変更前) 12m

(変更後) 11m

海 図 W17

参照書誌 411 0049.8番

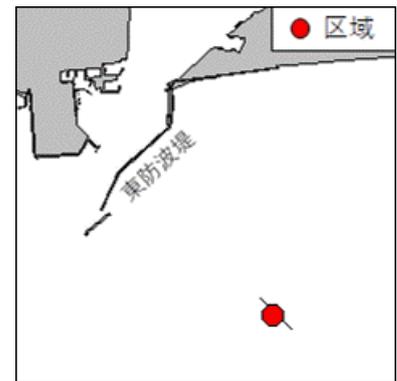
出 所 第一管区海上保安本部



7年117項 北海道南岸 ー 苫小牧港、第4区 シーバース灯について (予告)

下記シーバース灯に附属のモーターサイレン2基は、廃止される。

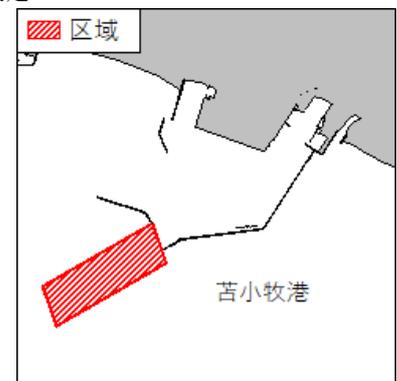
廃止予定日 令和7年3月31日  
名称 苫小牧港出光興産シーバース灯  
区域 下記地点付近  
42-36-15N 141-38-40E  
海図 W1033A  
参照書誌 411 0097番  
出所 室蘭海上保安部



7年118項 北海道南岸 ー 苫小牧港、第4区 錨泊禁止区域設定

下記区域に、錨泊禁止区域が設定された。

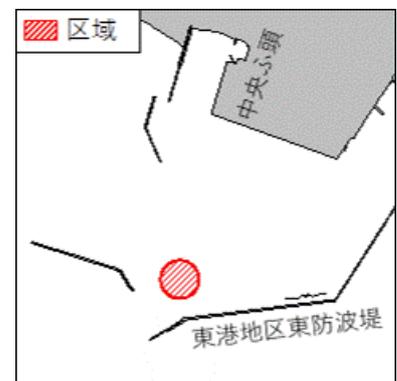
区域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
(1) 42-35-10.4N 141-46-07.5E  
(2) 42-34-21.8N 141-44-13.6E  
(3) 42-33-51.2N 141-44-27.9E  
(4) 42-34-39.7N 141-46-21.8E  
海図 W1033B-W1036  
出所 苫小牧港長公示第2号(令和7年3月13日)



7年119項 北海道南岸 ー 苫小牧港、第4区 灯付浮標復旧作業

下記区域で、作業船及び潜水士による灯付浮標の復旧作業が実施される。

期間 令和7年3月17日~28日  
区域 42-35-15.0N 141-46-34.4E  
を中心とする半径250mの円内  
備考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
警戒船配備  
作業船のアンカー位置に橙色浮標設置  
海図 W1033B  
出所 苫小牧海上保安署



7年120項 北海道南岸 ー 苫小牧港、第4区 矢板設置

一管区水路通報6年50号815項削除

下記区域に、矢板が設置された。

区域 下記2地点を結ぶ線上付近  
(1) 42-36-32.0N 141-49-04.2E  
(2) 42-36-25.2N 141-48-58.3E  
海図 W1033B  
出所 苫小牧港長



7年121項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 消波ブロック一時移設

一管区水路通報6年50号816項削除

下記区域に、消波ブロックが一時移設された。

期 間 当分の間

撤去区域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 42-36-25.1N 141-49-00.8E

(2) 42-36-23.2N 141-48-59.2E

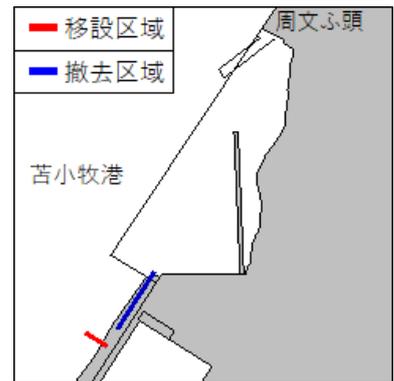
移設区域 下記2地点を結ぶ線上付近

(3) 42-36-22.6N 141-48-58.8E

(4) 42-36-23.1N 141-48-57.8E

海 図 W1033B

出 所 苫小牧港長



7年122項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 灯付浮標復旧

一管区水路通報7年1号7項削除

下記位置の灯付浮標は復旧した。

位 置 下記5地点

(1) 42-36-20.8N 141-48-34.5E

(2) 42-35-59.2N 141-48-07.2E

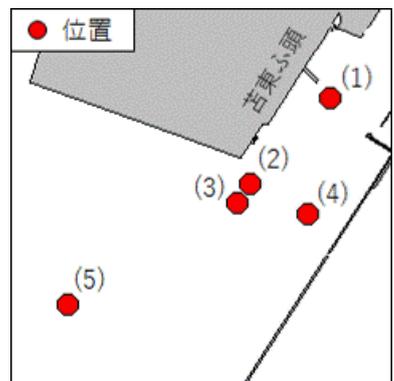
(3) 42-35-54.3N 141-48-02.9E

(4) 42-35-51.4N 141-48-27.1E

(5) 42-35-28.7N 141-47-05.1E

海 図 W1033B

出 所 室蘭海上保安部



7年123項 北海道南岸 — 苫小牧港南東方 灯台光達距離及び高さ変更

一管区水路通報7年8号96項削除

下記灯台は光達距離及び高さに変更された。

灯台名称 節婦港南防波堤灯台

位 置 42-22.7N 142-16.4E

光達距離 (変更前) 4.5海里

(変更後) 5.0海里

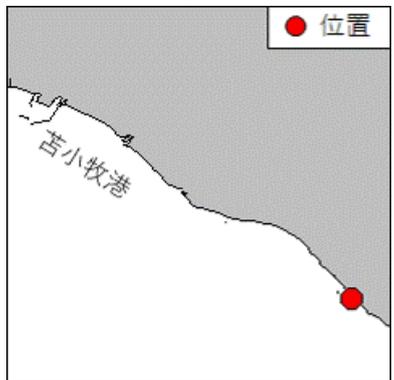
高 さ (変更前) 8.5m

(変更後) 8.3m

海 図 W1030-JP1030

参照書誌 411 0104番

出 所 第一管区海上保安本部



7年124項 北海道南岸 — 厚岸港 岸壁改良工事

図に示す区域で、作業船及び潜水士による岸壁改良工事が実施されている。

期 間 令和7年6月10日まで 日出～日没

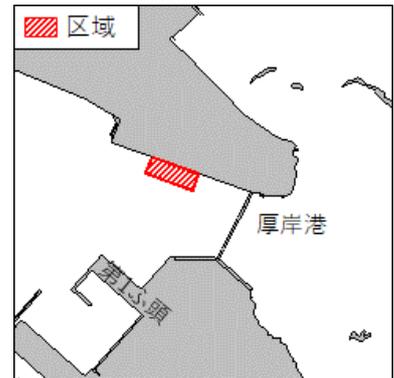
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

工事区域は黄旗及び白色灯 (毎2秒に1せん光) 付浮標で標示

汚濁防止膜展張

海 図 W36 (分図「厚岸港」)

出 所 釧路海上保安部

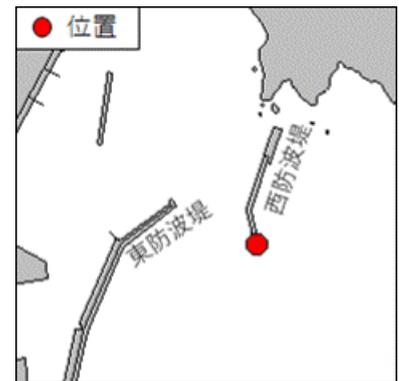


7年125項 北海道南岸 — 落石漁港 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和7年3月19日  
 灯台名称 落石港西防波堤灯台  
 位置 43-11.0N 145-31.0E  
 光達距離 (変更前) 4.5海里  
 (変更後) 5.0海里

備考 天候により日程が変更されることがある  
 海図 W24(落石漁港)－W25  
 参照書誌 411 0148番  
 出所 第一管区海上保安本部



7年126項 北海道南岸 — 落石岬南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

期間 令和7年3月22日（予備日23日）1200～1600  
 区域 42-57.9N 145-43.2E  
 を中心とする半径5海里の円内

備考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗を掲揚  
 海図 W25  
 出所 根室海上保安部

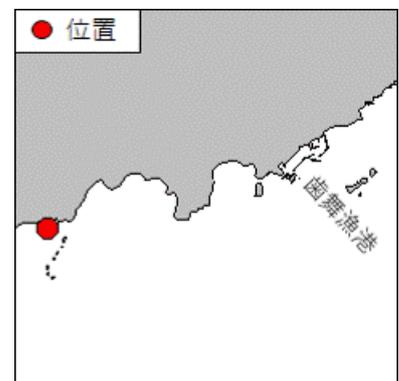


7年127項 北海道南岸 — 歯舞漁港南西方 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和7年3月19日  
 灯台名称 沖根婦港南防波堤灯台  
 位置 43-19.6N 145-41.8E  
 光達距離 (変更前) 3.5海里  
 (変更後) 5.0海里

備考 天候により日程が変更されることがある  
 海図 W18  
 参照書誌 411 0150.7番  
 出所 第一管区海上保安本部



7年128項 北海道東岸 — 根室港南西方 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和7年3月19日  
 灯台名称 幌茂尻港北防波堤灯台  
 位置 43-17.9N 145-31.2E  
 光達距離 (変更前) 4.0海里  
 (変更後) 5.5海里

備考 天候により日程が変更されることがある  
 海図 W18  
 参照書誌 411 0204.2番  
 出所 第一管区海上保安本部



7年129項 北海道北岸 — サロマ湖(第1湖口及び第2湖口)

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。

期 間 令和7年9月30日まで 日出～日没

区 域 下記2地点付近

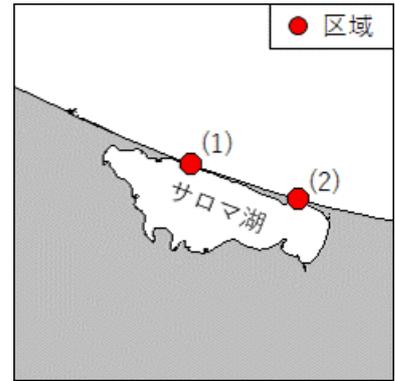
(1) 44-10.9N 143-47.2E (第1湖口)

(2) 44-08.8N 143-55.7E (第2湖口)

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部

掘下げ作業



7年130項 北海道西岸 — 羽幌港南西方 灯台高さ変更

下記灯台は高さを変更された。

灯台名称 苫前港東外防砂堤灯台

位 置 44-19.2N 141-39.4E

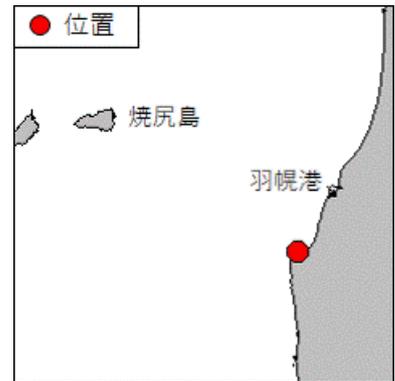
高 さ (変更前) 4.9m

(変更後) 4.7m

海 図 W1045

参照書誌 411 0552番

出 所 第一管区海上保安本部



7年131項 北海道西岸 — 神威岬付近 灯台復旧

一管区水路通報7年8号102項削除

下記灯台は復旧した。

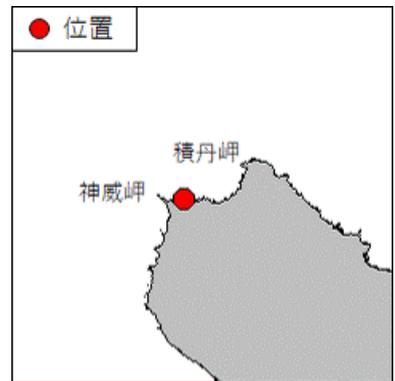
灯台名称 余別港北外防波堤灯台

位 置 42-14.7N 142-32.9E

海 図 W28-JP28

参照書誌 411 0589番

出 所 小樽海上保安部



7年132項 北海道周辺 船舶気象通報一部業務廃止 (予告)

下記灯台で観測した気象通報の提供が一部廃止される。

廃止時期 令和7年3月下旬

廃止情報 尻屋埼灯台で観測する「波高」

提供方法 第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム

(インターネット・ホームページ、電子メール、電話)

小樽船舶通航信号所 (船舶自動識別装置)

参考書誌 411 8101.1番

出 所 第一管区海上保安本部